

電気通信大学研究基盤統括室規程

制定 令和8年4月23日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学研究基盤統括室（以下「統括室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 統括室は、教育研究支援センター並びに学域、研究科その他の学内組織との連携及び調整を図ることにより、電気通信大学（以下「本学」という。）における研究設備・機器を戦略的に整備及び運用し、研究環境を維持及び強化することを目的とする。

(業務)

第3条 統括室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究設備・機器の共用に関する方針の策定及び推進
- (2) 研究基盤（設備・人材・データ）の一元的把握及び可視化
- (3) 研究設備・機器の戦略的整備及び運用に係る計画の検討
- (4) 研究設備・機器の共用促進に係る制度設計（インセンティブ等）
- (5) 技術支援人材の登用及び育成
- (6) 学内外の研究基盤ネットワーク形成の推進
- (7) その他研究基盤の高度化に関する事項

(室長)

第4条 統括室に室長を置き、学長をもって充てる。

2 室長は、統括室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 学長が必要と認めるときは、統括室に副室長を置き、本学の理事又は職員のうちから室長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

3 副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければならない。

(統括室会議)

第6条 統括室に、第3条に掲げる業務に関する重要事項を審議するため、研究基盤統括室会議（以下「統括室会議」という。）を置く。

2 統括室会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 研究担当理事
- (3) 研究担当副学長
- (4) 研究設備センター長
- (5) 情報基盤センター長

- (6) 研究教育マネジメント推進室から選出された者
 - (7) 教育研究技師部長
 - (8) 財務課長
 - (9) 研究推進課長
 - (10) その他室長が指名する者
- 3 前項第6号及び第10号に定める者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第5条の規定により副室長を置くときは、統括室会議の構成員に加えるものとする。
- 5 室長は、統括室会議を主宰し、その議長となるものとする。
- 6 統括室会議の運営等に関し必要な事項は、統括室会議が別に定める。
- (会議の開催)
- 第7条 統括室会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- (構成員以外の者の出席)
- 第8条 統括室会議が必要と認めるときは、第6条第2項に定める構成員以外の者を統括室会議に出席させることができる。
- (統括室の事務)
- 第9条 統括室に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。
- (雑則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、統括室に関し必要な事項は室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。